

わたしのまちの生活保護 チェックポイント



生活保護制度は、誰もが「健康で文化的な最低限度の生活」をいとなむことができるよう、 生活に困った人の命と暮らしを支える大切な制度です。

でも、残念なことに、生活保護制度には誤解や偏見がつきまとい、制度を利用できるはずの 人のうち2割程度しか利用できていません。その原因のひとつには、政府や自治体の広報や窓口 体制の不十分さがあります。

「わたしのまち」の生活保護は、生活に困った人、さまざまなしんどさを抱えている人にとって、優しく使いやすいものになっているでしょうか?

チェックして改善を求めてみましょう。





(1) 見てみよう!

「保護のしおり」や ホームページを チェックする 生活保護の利用を考える人が制度内容を知る手がかりとなるのが「保護のしおり」や自治体のホームページ。でも、中には誤った情報や誤解を招く記載があったり、必要な情報が記載されていなかったりします。

何をどのように記述するか、完璧を求めるのは難しい面もありますが、 少なくとも誤った情報や誤解を招く記載はなくし、より良い内容となる ようチェックしてみましょう。

| 手順①:切手を貼った返信用封筒を入れて、福祉事務所設置自治体に | 保護のしおり」の送付を依頼する。



手順②:別紙チェックシートに基づいて「保護のしおり」やHPを

チェックする



手順③:チェックの内容を福祉事務所設置自治体に還元し、是正を

求める。

〈2〉 行ってみよう!

▶ 窓口チェックQ1-Q6

生活保護の窓口は、相談に訪れた人にとって親切なものになっているか。窓口に行って確かめてみましょう。

■**良い例**(相談室に絵や観葉植物が飾っている、待合室に子ども用のおもちゃや 絵本などが置いている等)

それぞれ写真を撮るなどして情報提供をお願いします。



〈3〉 聞いてみよう!

▶ 窓口チェックQ7-Q11

生活保護の窓口が親切できめ細かい対応がなかなかできない理由には、 ケースワーカーの人員不足や専門性の不足があります。

あなたのまちの生活保護窓口の職員体制がどうなっているか、 聞いてみましょう。



自治体への送付文例、質問事項、各チェックシートあり! 各地の取り組みにお役立てください!

生活保護問題対策全国会議

大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館7階 あかり法律事務所 弁護士小久保哲郎 TELO6-6363-3310 FAXO6-6363-332 http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/

◆各地での取組みの結果を集約します。当会までぜひ、取組情報をお寄せください。

2017 (平成29) 年8月17日

●●県 ●●市 生活保護担当課 御中

生活保護問題対策全国会議 代表幹事 尾藤廣喜 (連絡先) 〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館7階IL06-6363-3310 FAX 06-6363-3320 弁護士 小久保 哲郎

拝啓 時下益々ご清祥のことと、お慶び申し上げます。

平素から国民・市民のための生活保護行政の実施にご尽力されていることに 心より敬意を表します。

当会は、弁護士、司法書士、研究者、生活保護ケースワーカー、利用当事者など約500人で構成されており、生活保護制度の充実・発展を目的として活動している市民団体です。

当会は、各自治体において作成されている、生活保護に関する「しおり」やホームページについて、制度に関する正確な情報が記載がされているか、利用当事者にとって分かりやすい表現となっているか、順次調査を予定しています。

つきましては、貴自治体において作成されている、<u>生活保護に関する「しおり」(またはこれに類する書類)</u>について、送付いただきたく、ご連絡させていただきました。

御多忙中にお手数をおかけして恐縮ですが、<u>同封の返信用封筒にて、8月末</u> **日までにご返送を賜りたく**、よろしくお願い申し上げます。

なお、ご不明点等ございましたら、お手数ですが、上記連絡先(小久保)までお問合せいただくようお願いいたします。

敬具

2017 (平成29) 年10月6日

●●県 ●●市 生活保護担当課 御中

生活保護問題対策全国会議 代表幹事 尾藤廣喜 (連絡先) 〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館7階元06-6363-3310 FAX 06-6363-3320 弁護士 小久保 哲郎

拝啓 時下益々ご清祥のことと、お慶び申し上げます。

先日は、当会の要請に応じて、生活保護に関する「しおり」をご送付いただき、誠にありがとうございました。

私たちは、独自のチェックポイントに基づいて貴市を含む●●県下の自治体の「保護のしおり」の分析・評価を行いました。

つきましては、貴市の「保護のしおり」をより良いものとすべく、同封の下 記資料をご参考のうえ、改訂作業をしていただければ幸甚に存じます。

私たちの意見を参考に改訂作業をしていただけた場合には、改定後の「保護 のしおり」を改めてお送りいただければ、大変嬉しく思います。 何とぞよろしくお願いいたします。

<同封資料>

1 「保護のしおり」チェックシート ●●県編

敬具

わたしのまちの生活保護 「保護のしおり」チェックシート

※このチェックシートは完全なものではなく、より適正な評価ができるよう、チェック項目の設定や評価の方法について改善の余地があります。適宜改善してご利用いただくとともに、改善のご意見をお寄せください。

	せください。 ●●市 ◆◆市													
				評価項目	0	0	Δ	×	評価	©	0	Δ	×	評価
1				相談すべき場所・電話番号が書かれているか。					U 1 PAA					0.1,000
2				イラストや図表を利用するなど、見やすいレイアウトの工夫がされているか。										
3		形式面		漢字にルビが振ってあるか(Oか△で評価)。										
4				(HPの場合)トップページから探しやすいか。										
5	-			憲法25条の生存権保障に基づく制度であることが 説明されているか。 (冒頭に明確に記載されていれ ば®)										
6				単なる「最低生活」ではなく「健康で文化的な生活」を保障するものであることが説明されているか。										
7				「自立の助長」の意味が正しく説明されているか。 (「一日も早く自立してもらう」など経済的自立の ことのみ説明していないか)										
8				説明の順序や分量が権利、義務バランス良く説明されているか。 (義務の説明のみに偏っていないか。)										
9		全	蝕	NHK受信料、年金保険料等免除される制度について説明されているか。										
10				ケースワーカーの役割や守秘義務があることが記載されているか。(気軽に相談するよう呼びかけがあれば⑩)										
11				保護開始・変更の申請権があることが説明されているか。										
12			手続的権	本人だけでなく扶養義務者、同居の親族にも申請権 があることが記載されているか。(緊急性がある場 合は職権で保護開始される場合も記載されていれば ⑤)										
13			利	申請から原則14日以内に決定されなければならないことが記載されているか。										
14				決定に不服がある場合に審査請求 (不服申立) できることが記載されているか。										
15	権利と義 務	権利		これらの手続の流れが、フローチャートで分かりや すく説明されているか。										
16	323		各種控 除・免除 の権利	収入申告の義務があることだけでなく、申告すれば 基礎控除・経費控除等があることも説明されている か。										
17				特に高校生のアルバイト料について申告すれば未成 年者控除のほか、クラブ活動費、修学旅行費、学習 塾費、大学受験料・入学金等に使うことができるこ とが説明されているか。										
18				保護費の返還を要する場合も、世帯の自立の観点等から返還免除される場合があることが説明されているか。										
19			収入申告	収入申告が必要な場合について、具体的に説明されているか。(就労収入だけでなく、子どものアルバイト料、借り入れ、恵与金等も収入となることが明記されていれば⑥)										
20		義務	不正受給	収入申告漏れは不正受給と扱われることが記載されているか。 (不正受給と言えるためには「不正の意図」が必要であることが記載されていれば◎)										
21			指導指示	福祉事務所の指導・指示に従う義務があることが記載されているか。(保護の目的達成に必要な範囲でしか指導できないことが記載されていれば⑩)										
22			全般	資産が一切認められず、すべて処分しなければならないような記載がないか。(誤解を招く記載があれば×、なければ〇)										
23			不動産	居住用不動産は原則保有が認められることが記載されているか。										
24			生命保険	返戻金・保険料が少額であれば生命保険の保有が認められる場合があることが記載されているか。		_						_		
25		資産	学資保険	保護開始時の返戻金が50万円以下であれば認められる場合があることが記載されているか。										
26			自動車	原則保有が認められていないことの記載だけでな く、障害者の通院通所や半年以内に就労自立の可能 性がある場合等には保有が認められる場合もあるこ とが記載されているか。										
27			原付等	125CC以下の原付等は原則保有が認められることが記載されているか。										
28	要件• 他法他施 策	稼偅	能力	稼働能力の活用が求められることだけでなく、就労 支援や職業訓練等が受けられることが記載されてい るか。										
29)			「保護に優先する」という法律用語だけでなく、現 に扶養(仕送り)があれば、その分保護費が減らさ れるという意味まで説明されているか。										

わたしのまちの生活保護 「保護のしおり」チェックシート

		_											
30		扶養義務		生活保護の利用の条件として、本人自身が親族に扶 養を求める必要があると誤解させる記載がないか。									
31				必ず扶養照会をすると誤解させる記載となっていないか。(DV等扶養の期待可能性がない場合には扶養照会しないことが記載されていれば◎)									
32		他法他施策		各種年金、手当、障害者手帳などの手続が求められることが記載されているか。 (それにより加算がついたり、収入認定除外されるなど有利になる場合もあることまで記載されていれば®)									
33				生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭の8つの扶助が受けられることの説明があるか(わかりやすい説明があれば®)									
34		全位	本像	保護の基準額、加算等の具体例が説明されているか。									
35				最低生活費と収入の差額が支給されることが説明されているか。(図で分かりやすく説明されていれば ◎)									
	保護の種			保護費が具体的にどのように支給されるか説明されているか。									
36	類と内容		医療券	医療を受ける際の方法 (医療券の交付等) について の脱明があるか。									
37		医療扶助	通院移送費	通院移送費の支給の脱明があるか。(電車・バスだけでなく、場合によってタクシー代等の支給が認められることなど具体的な説明があれば®)									
38			治療材料	治療材料(眼鏡やコルセット等)が作れることが説 明されているか。									
39		介護扶助		介護の必要性が生じた場合の説明があるか。									
40		一時	扶助	転居費用等その他の一時扶助の支給があることの脱 明があるか。									
41	その他	也 海外渡航		渡航費が収入認定されるが、親族の冠婚葬祭、修学旅行、国際大会への参加の場合は例外であることが 脱明されているか。									
						0	0	0	 0	0	0	0	

0	記載があり、分かりやすい
0	記載がある
Δ	記載がない
×	誤った記載または誤解を招く記載がある

わたしのまちの生活保護 福祉事務所チェックシート

No.			〇〇市								
IVO.		0	Δ	×	評価						
1	誘導	福祉事務所の場所がわかりやすく表示され、たどり着きやすい。(表示が不十分であったり、窓口が衝立で封鎖されているなどは×)									
2	申請書	誰でも手に取れる場所に生活保護の申 請書が備え置かれている。									
3		申請書をくださいというとすぐに渡してくれる。									
4		相談員の対応が丁寧である。									
5	相談室	プライバシーの保たれる相談室がある。									
6		相談室に相談しやすい配慮がなされている。(絵や観葉植物等が飾って有れば〇、監視カメラ作動中やSTOP不当要求のプレート等が張って有れば×)									
7	実施体制	標準数(都市部で80対1、郡部で65対 1)を満たす人員配置がされている。									
8		非正規(任期付き、嘱託等)CWがいない。(いなければ〇。4分の1を超えていれば×)									
9		経験を蓄積できる人事異動がなされている。(CWの平均在職年数が3年未満は×、3~8年は△、8年以上は〇)									
10		福祉職採用をしている									
11		社会福祉士、精神保健福祉士等の有 資格者の割合が高い。(ゼロは×。2割 超は〇)									

聞いてみよう 質問文書例

- 1 貴福祉事務所におけるケースワーカー1名あたりの持ち世帯数をご回答ください。
- 2 貴福祉事務所におけるケースワーカーの人数、そのうち正規職員、非正規職員の各人数をご回答ください。非正規職員については、任期付き、嘱託等雇用形態別の各人数もご回答願います。
- 3 貴福祉事務所におけるケースワーカーの平均在職年数をご回答ください。
- 4 貴福祉事務所では、ケースワーカーの福祉職採用をしていますか。している場合には、具体的にどのような制度を採用しているか詳細をご教示ください。
- 5 貴福祉事務所におけるケースワーカーのうち、社会福祉主事、社会福祉士、精神保健 福祉士、臨床心理士の各資格保持者数をご回答ください。